

茶をめぐる情勢

令和 8 年 3 月

農林水産省

[目 次]

1. 我が国におけるお茶生産	1
2. お茶の生産動向	3
3. 荒茶価格の動向	4
4. お茶の消費動向①	5
5. お茶の消費動向②	6
6. 消費市場の変化	7
7. 日本茶と暮らそうプロジェクト	8
8. 消費の拡大（茶の機能性のPR）	9
9. 茶産地の現状①	10
10. 茶産地の現状②	11
11. 茶産地の現状③	12
12. 茶産地の現状④	13
13. 生産力強化に向けた取組（スマート農業の展開）	14
14. 自然災害等のリスクへの備え	15
15. お茶の輸出入の動向	16
16. お茶の輸出実績	17
17. 形状別のお茶の輸出実績	18
18. 有機栽培（有機JAS）茶の輸出について	19
19. 輸出拡大に向けた環境整備の取組	20
20. 輸出拡大実行戦略（茶）	21
【参考資料編】	22

1. 我が国におけるお茶生産

- お茶は、生葉の収穫後、産地で荒茶に加工され、消費地において製茶にブレンドして販売。荒茶段階では、763億円の産業規模。
- 主要産地は、栽培面積順で、①静岡県、②鹿児島県、③三重県、④京都府、⑤福岡県。上位3県で全国の栽培面積の約7割を占める。
令和6年産及び7年産の荒茶生産量において、鹿児島県が統計開始以来、初の日本一。
- 各茶産地において、せん茶、かぶせ茶、玉緑茶、玉露、てん茶など特色ある茶を生産。

○ お茶の形態変化と産業規模








○ お茶の主産県と生産の特色 (令和7年度)

順位	府県名	栽培面積 (ha)	荒茶生産量 (t)	生産の特色 (順位は令和6年度のもの)
1	静岡	11,600	24,100	「せん茶」、特に「深蒸しせん茶」を主体とした生産。「てん茶」及び「かぶせ茶」の生産が全国3位
2	鹿児島	8,040	30,000	「てん茶」の生産が全国1位。多様な品種構成
3	三重	2,580	4,860	「玉露」及び「かぶせ茶」の生産が全国1位
4	京都	1,510	2,280	「玉露」及び「てん茶」の生産が全国2位
5	福岡	1,450	1,850	「玉露」の生産が全国3位
6	宮崎	1,110	2,880	「釜炒り茶」の生産が全国1位
7	熊本	908	1,140	「玉緑茶」の生産が全国3位
8	埼玉	690	921	「せん茶」を主体とした生産
	全国	33,400	75,100	

資料: 農林水産省「作物統計」

(参考) お茶の種類

種類	特徴及び主な産地	荒茶生産割合及び 荒茶価格(R6年)
 <p>せん茶</p>	<p>[特徴] ・最も一般に飲まれるお茶。新芽を蒸して揉んで乾燥させて製造。</p> <p>[主な産地] ・全国</p>	<p>[生産割合] 49.7%</p> <p>[荒茶価格] 1,197円/kg</p>
 <p>ぎょくろ 玉露</p>	<p>[特徴] ・藁や寒冷紗などで、収穫前20日程度の被覆栽培を行い、煎茶と同様に新芽を蒸して揉んで乾燥させて製造。</p> <p>[主な産地] ・三重県、京都府、福岡県</p>	<p>[生産割合] 1.0%</p> <p>[荒茶価格] 2,637円/kg</p>
 <p>かぶせ茶</p>	<p>[特徴] ・藁や寒冷紗などで、収穫前7日程度の被覆栽培を行い、煎茶と同様に新芽を蒸して揉んで乾燥させて製造。</p> <p>[主な産地] ・三重県、奈良県、静岡県、福岡県</p>	<p>[生産割合] 2.6%</p> <p>[荒茶価格] 1,659円/kg</p>
 <p>てん茶 (抹茶)</p>	<p>[特徴] ・摘採期前に棚施設等を利用して茶園をよしず、コモ、寒冷紗などの被覆資材で2～3週間程度覆った「覆下茶園」から摘採した茶葉を蒸熱し、揉まないでてん茶炉等で乾燥させて製造。 ・てん茶を茶臼等で微粉末状に製造したものが「抹茶」。</p> <p>[主な産地] ・鹿児島県、京都府、静岡県</p>	<p>[生産割合] 7.3%</p> <p>[荒茶価格] 3,278円/kg</p>
 <p>たまりよくちゃ 玉緑茶</p>	<p>[特徴] ・せん茶と同様に新芽を蒸して揉んで乾燥させるが、形を細長く整える工程（精揉）がないため、丸みを帯びた形状である。</p> <p>[主な産地] ・佐賀県、長崎県、熊本県</p>	<p>[生産割合] 1.9%</p> <p>[荒茶価格] 1,804円/kg</p>

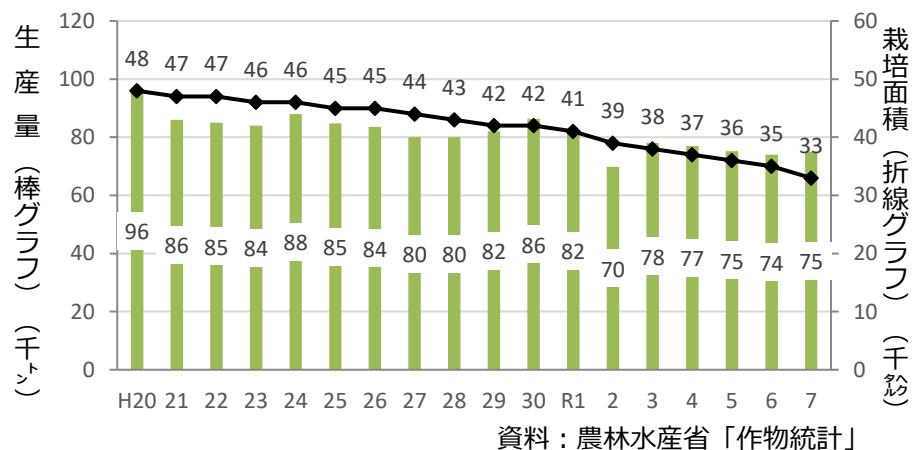
資料：荒茶生産割合及び荒茶価格（全茶期）は全国茶生産団体連合会調べ

参考：玉露、かぶせ茶及びてん茶を称して「おいしい茶」という。

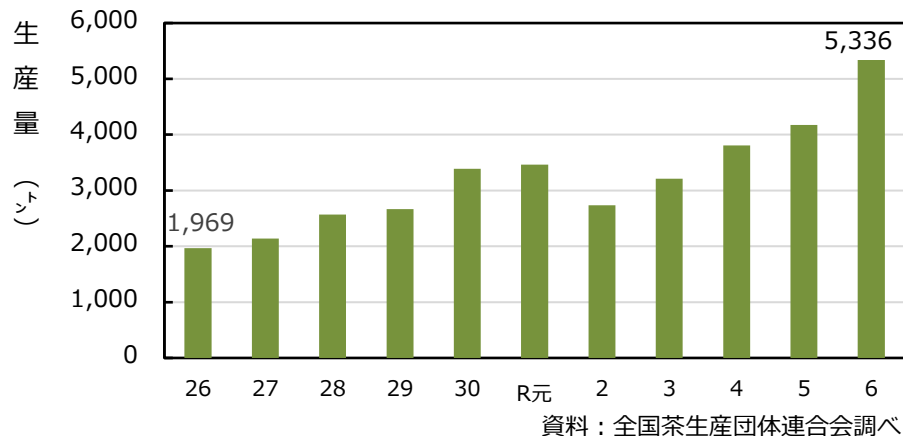
2. お茶の生産動向

- **栽培面積は緩やかに減少。生産量は7万トン台で推移。**
- 茶期別生産量では、近年、**主にリーフ茶向けの一番茶の生産量は減少**しているが、ドリンク等向けの安価な**四番茶・秋冬番茶の生産量は増加傾向**。
また、需要の高まりを受け、**てん茶の生産は増加傾向**（R6/H26比：約2.7倍）。
- 茶農家1戸当たりの栽培面積は拡大が進んでおり、特に**鹿児島県では規模拡大が顕著**。

【お茶の作付面積・生産量の推移】



【てん茶の生産量の推移】



【茶期別生産量の推移】

	H20	H25	R元	R5	R6
一番茶	39,600	30,800	29,786	27,388	28,818
二番茶	28,000	26,000	20,869	20,121	17,807
三番茶	7,360	6,420	5,862	5,450	5,217
四番茶・秋冬番茶	18,530	19,620	22,851	21,634	21,518

資料：全国茶生産団体連合会調べ

【主産県における農家(注)1戸当たりの栽培面積の推移】

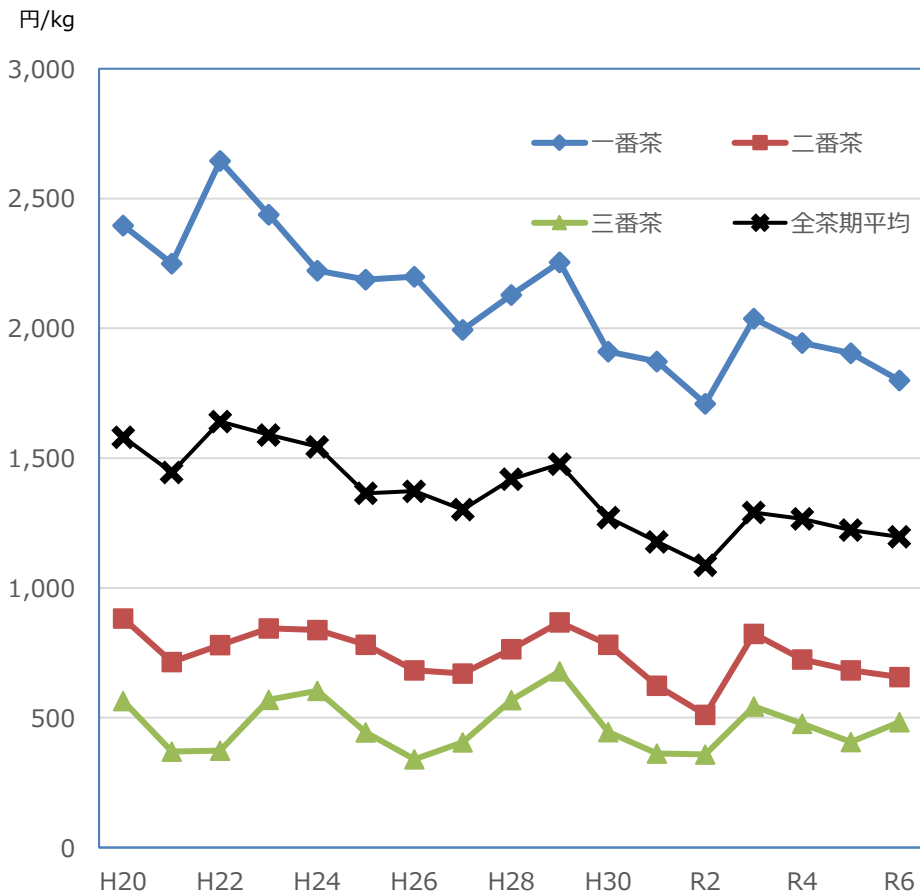
	静岡	鹿児島	三重	京都	福岡	宮崎	熊本
H17	0.8	2.1	0.9	1.1	0.8	1.7	0.8
H22	1.0	3.0	1.3	1.3	0.9	2.2	1.1
H27	1.2	3.3	1.5	1.5	1.1	2.1	1.1
R2	1.4	3.6	2.0	1.6	1.3	2.0	1.3

資料：農林水産省「農林業センサス」注：H27までは販売農家1戸当たり、R2は個人経営体当たりの栽培面積

3. 荒茶価格の動向

- 令和7年産一番茶は、前年と比較して鹿児島県で約3割、静岡県で約2割高い価格で取引。
- お茶の価格は、①茶種による価格差（てん茶はせん茶の約2.7倍）、②茶期による価格差等が大きく、これに品質に応じた価格差が加わるため、農家によっては大きな差が生じる。

【お茶価格の推移（荒茶・普通せん茶）】



資料：全国茶生産団体連合会調べ

【茶期毎の価格の推移（令和6年産の荒茶）】

単位：円/kg

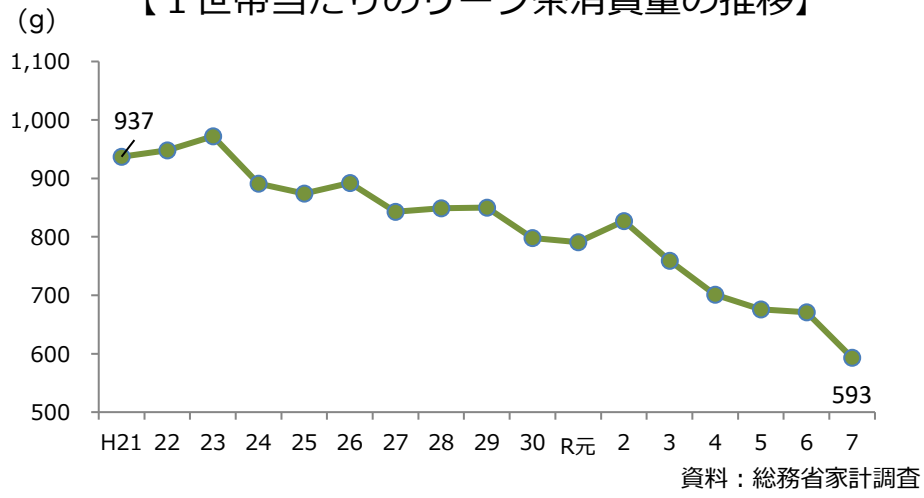
	おい茶			せん茶		番茶	その他緑茶
	玉露	かぶせ茶	てん茶	せん茶	玉緑茶		
一番茶	2,637	2,219	3,891	1,800	2,196	510	1,317
二番茶	—	898	1,990	657	751	282	681
三番茶	—	—	—	483	501	368	165
秋冬番茶	—	—	—	455	—	384	530
全茶期平均	2,637	1,659	3,278	1,197	1,804	397	800

資料：全国茶生産団体連合会調べ

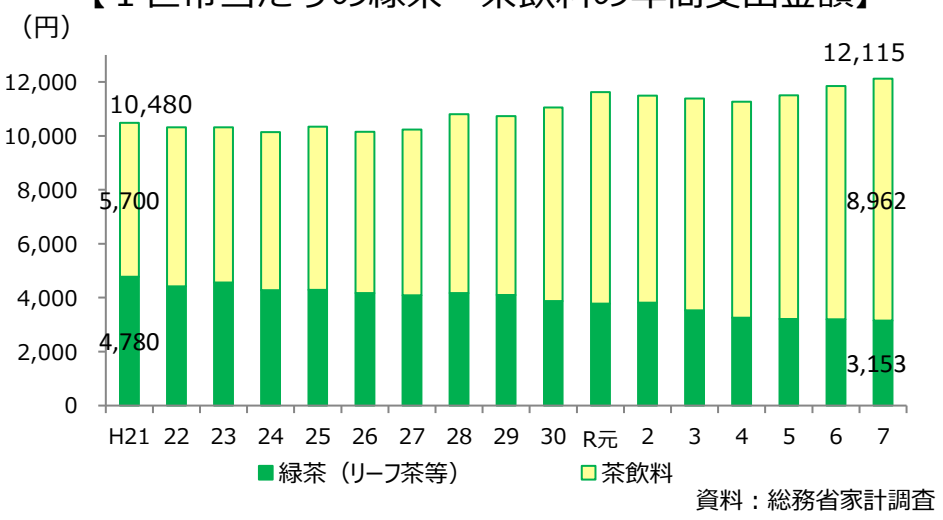
4. お茶の消費動向①

- 緑茶（リーフ茶）の消費量は減少傾向。
- 一方、簡便化志向等で緑茶飲料の消費量は増加傾向。
- 年齢別1世帯当たりの年間支出額は、年代が低いほど少なく年代が高いほど多い特徴。

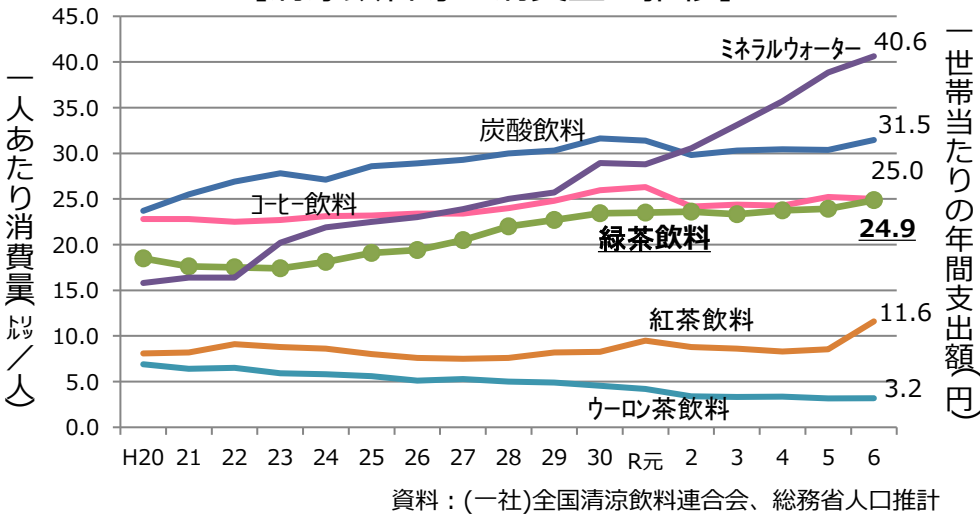
【1世帯当たりのリーフ茶消費量の推移】



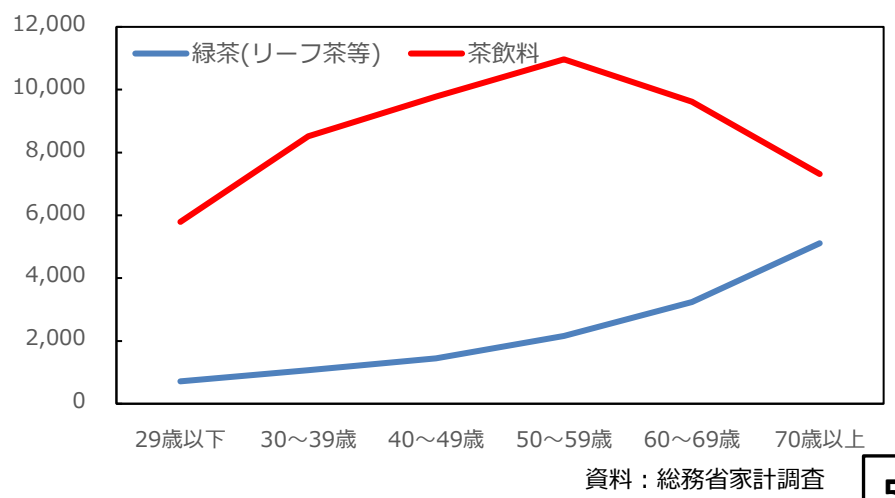
【1世帯当たりの緑茶・茶飲料の年間支出金額】



【清涼飲料等の消費量の推移】



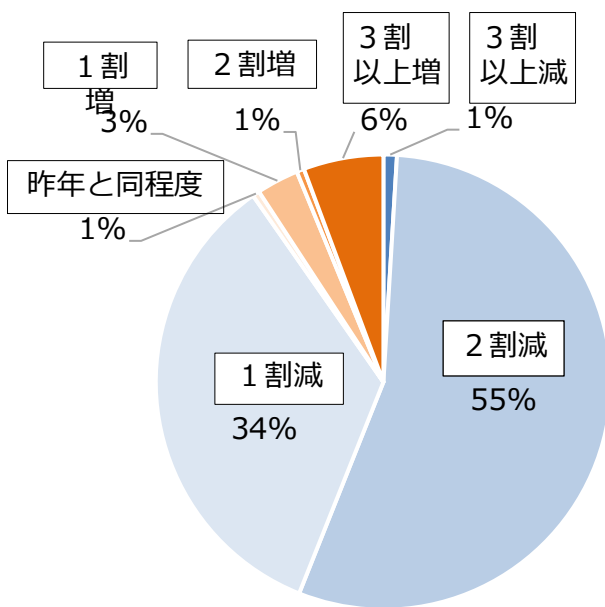
【年齢別の緑茶と茶飲料の消費動向（令和7年）】



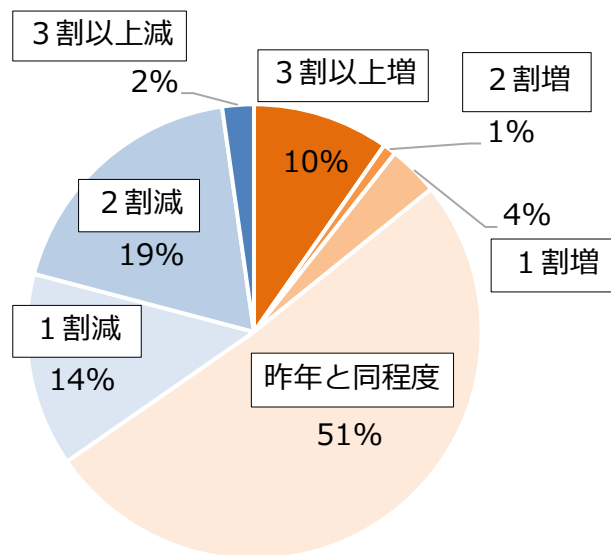
5. お茶の消費動向②

- 茶の卸・小売事業者等に対し、令和6年12月末時点の荒茶在庫量及び令和7年産の荒茶仕入れ見込みについて調査及び聞き取りを実施。
- 回答のあった事業者の荒茶**在庫量**は、去年同期比で「減少」が9割、「増加」が1割。
- 海外を中心に需要の高まっている抹茶の原料となるてん茶の引き合いは強いものの、普通煎茶を主体とする**一番茶**の荒茶仕入れ見込量は「昨年と同程度」が5割、昨年より「増加」が2割弱、「減少」が4割弱。
- また、**一番茶以外（二番茶以降）**の荒茶仕入れ見込量は昨年より「増加」が8割弱、「昨年と同程度」が2割弱。

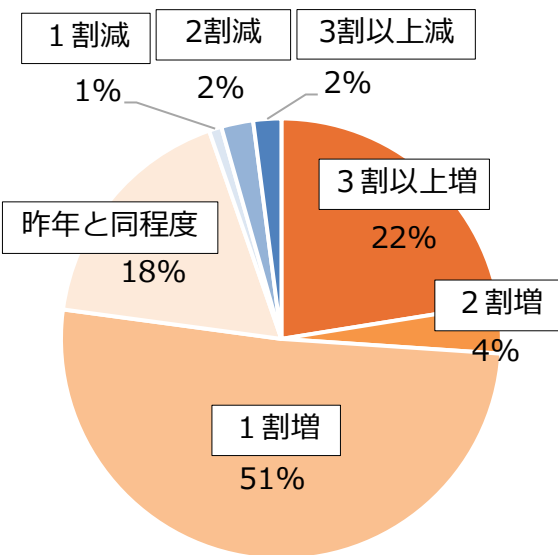
○令和6年12月末時点の荒茶**在庫量**
(令和5年12月末時点との比較)



○令和7年産**一番茶**の
荒茶仕入れ見込量
(令和6年産との比較)



○令和7年産**一番茶以外**の
荒茶仕入れ見込量
(令和6年産との比較)



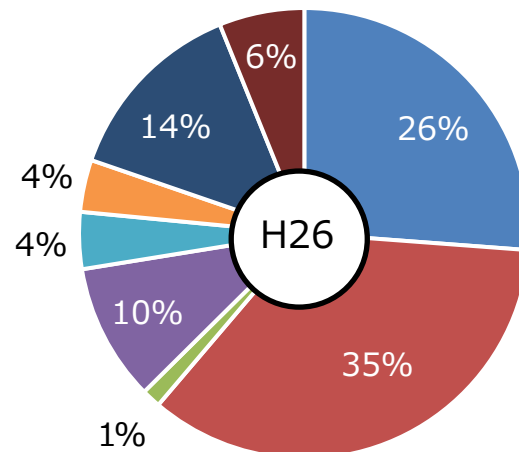
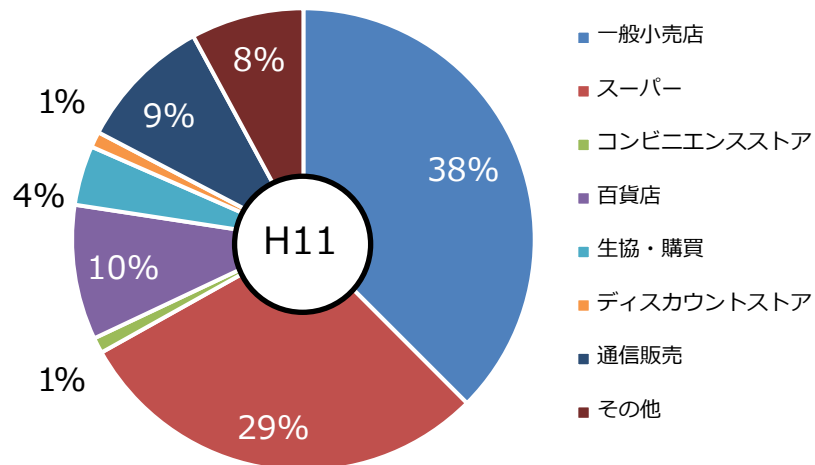
※ 集計に当たっては、各回答があった事業者の数を単純にカウントするのではなく、各事業者の在庫量又は仕入れ量により重みづけを行った。具体的には、
 ・在庫量調査においては、「3割以上減」、「2割減」等の各回答階級毎に当該回答をした事業者の令和6年12月末時点の荒茶在庫量を合計し、全体の在庫量に対する割合を算出
 ・仕入れ見込み調査においては、「3割以上増」、「昨年と同程度」等の各回答階級毎に当該回答をした事業者の令和6年の荒茶仕入れ量を合計し、全体の仕入れ量に対する割合を算出

資料：農林水産省農産物果樹・茶グループ調べ。全国茶商工業協同組合連合会、全国茶生産団体連合会等を通じた事業者へのアンケート調査結果から、有効回答（在庫量：53件、仕入れ見込量：52件（一番茶）、50件（一番茶以外））を集計。回答者の荒茶仕入量の合計は、R6年の荒茶生産量の約57%。

6. 消費市場の変化

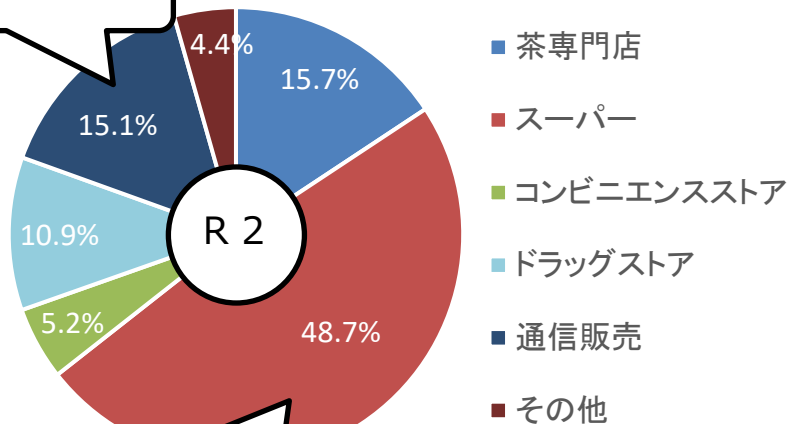
- 消費者による緑茶の購入は、平成11年では茶専門店を含む一般小売店からが最も多かったが、その後、**スーパーからの購入等が増加**。
- 通信販売の割合も増加しており、**購入元も販売店、茶商、生産者など多様化**している。

【緑茶の購入先の変化】



H11及びH26
資料：総務省「全国消費実態調査」

通信販売の利用が増加。



スーパーからの
購入が増加。

R2
資料：農林水産省「緑茶の飲用に関する意識・意向調査結果」より（一部改変）

7. 日本茶と暮らそうプロジェクト

- 様々な暮らしの中でお茶を楽しむ「日本茶と暮らそうプロジェクト」を令和3年から開始。
- 令和7年度は4月25日から「お茶をはじめてみよう～チャチャっとお茶生活キャンペーン～」を開始し、産地や事業者等から寄せられた日本茶をおいしく手軽に楽しめる情報を発信。
- 農林水産省YouTubeにて、**新茶と併せて簡便なお茶の淹れ方**を紹介。

キャンペーンに関する情報発信


○農林水産省のホームページ上に専用のページを設置


お茶をはじめてみよう「チャチャっとお茶生活キャンペーン」

農林水産省は、今年の新茶シーズンの本格化にあわせて、「お茶をはじめてみよう～チャチャっとお茶生活キャンペーン～」を開始します。本キャンペーンを通じて、茶産地や茶関連事業者から、日本茶をおいしく手軽に楽しめる情報を寄せいただき、多くの消費者の皆様へ日本茶を楽しんでもらう情報を発信することで、一層の消費拡大に取り組みます。

このページは、随時更新します！

応募方法については、以下のチラシ・実施要領を御参照ください。

「お茶をはじめてみよう～チャチャっとお茶生活キャンペーン～」チラシ(PDF: 725KB) 

「お茶をはじめてみよう～チャチャっとお茶生活キャンペーン～」実施要領(PDF: 200KB) 



知覧茶専門店yogū (鹿児島県南九州市)

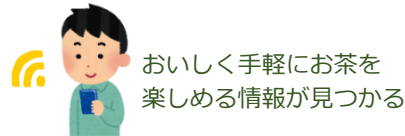


▶ 月に一日だけオープンする和喫茶です。普段お茶を飲

株式会社銘茶問屋 太田園 (静岡県島田市)



農水省から情報発信



おいしく手軽にお茶を楽しめる情報が見つかる

(※情報は、随時受け付け)

○農林水産省YouTube (BUZZ MAFF)で鹿児島県の茶畑や美味しいお茶の淹れ方を紹介。



一番茶の収穫の様子及び碾茶工場を紹介。



急須によるお茶の淹れ方、水出し茶の作り方等を実演で紹介。

— 視聴者の反応 —

- ・お茶の入れ方も学べて良かった！
- ・今度緑茶を丁寧に淹れてみたい 等 (令和7年5月2日から公開中)

8. 消費の拡大（茶の機能性のPR）

○ 茶に含まれるメチル化カテキンやエピガロカテキン等の機能性成分を解明するとともに、機能性をPRした消費拡大の取組を推進。

べにふうき (メチル化カテキン)

○ 花粉、ハウスダストやほこりなどによる目や鼻の不快感を軽減させることが報告されている「メチル化カテキン」を含む。



水出し緑茶 (エピガロカテキン)

○ 水出し緑茶は、お湯で淹れた緑茶に比べ、「エピガロカテキン（EGC）」の割合が高く、免疫機能の維持に期待。（R3年度よりヒト介入試験を実施）



サンルージュ (アントシアニン)

○ 眼精疲労軽減効果が期待される「アントシアニン」含量が高い。



茶の機能性を消費者にPRする動きが活発化

機能性をPRした茶の消費拡大の取組



【茶業団体】
機能性をPRしたパンフレット



【農林水産省】
機能性をPRしたパンフレット



農水省HPでの
情報発信



健康機能性
ウェブセミナー



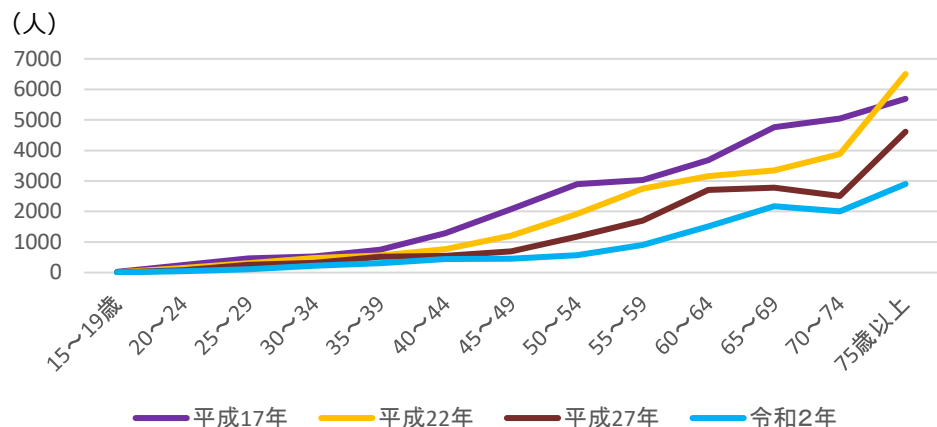
機能性表示食品の例

※カテキンを機能性関与成分として機能性表示食品の届出が行われた茶（販売中のもの）：62件（令和8年1月20日時点）

9. 茶産地の現状①

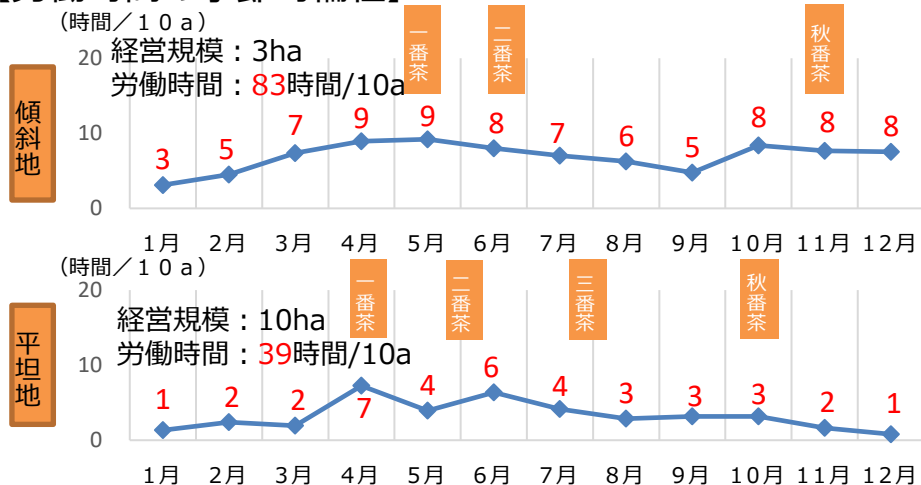
- 年齢別基幹的農業従事者数は年々減少するとともに、平成12年には51%であった65歳以上の割合が、令和2年には61%と高齡化が進展。
- 機械化が困難である傾斜地では面積当たり労働時間が平坦地と比較して長く、特に摘採時期の労働負荷が大きい。早生、晩生の品種導入により摘採期の分散を図る地域も見られる。

【年齢別基幹的農業従事者数（茶）】



資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）
 注：工芸農作物の「単一経営経営体」のうち販売目的の茶を栽培する年齢階層別基幹的農業従事者数をグラフ化。

【労働時間の季節的偏在】



【産地別の品種構成（%）】

	鹿児島	静岡	京都	全国
ゆたかみどり (早生)	26	0	...	7
さえみどり (早生)	16	1	1	6
さやまかおり (やや早生)	2	2	1	2
やぶきた (中生)	29	88	53	64
さみどり (中生)	...	0	9	1
おくみどり (晩生)	5	1	12	4
その他	22	8	24	16

【主産県における販売目的の栽培経営体数（農家数）の推移】（経営体、戸）

	静岡	鹿児島	三重	京都	福岡	宮崎	熊本	全国
H12	24,019	4,309	4,598	1,330	2,217	820	1,277	53,687
H17	17,731	3,072	2,294	1,035	1,629	642	973	37,617
H22	13,933	2,216	1,455	825	1,385	513	695	28,116
H27	9,504	1,599	941	631	962	373	512	19,603
R2	5,712	1,081	569	473	631	297	329	12,325

資料：農林水産省「農林業センサス」（H27以前は販売農家数、R2は個人経営体数）

農林水産省調べ（令和6年度）

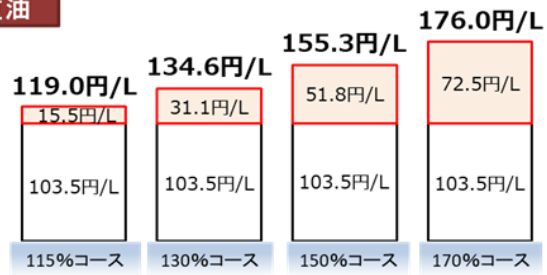
10. 茶産地の現状②

- 経営費に占める燃料費の割合の高い茶において、**計画的に省エネルギー化等に取り組む産地を対象に、農業者と国で基金を設け、燃料価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付するセーフティネット対策を実施。**
- 令和7年度補正予算において基金への積み増しを実施。

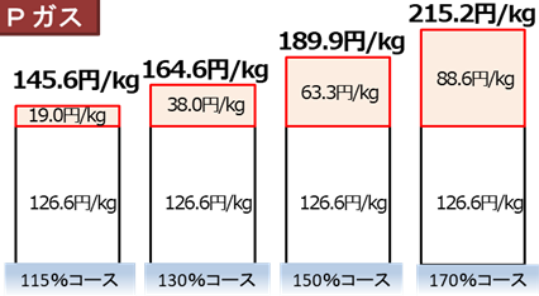
茶セーフティネット構築事業

- ① 支援対象者は、セーフティネットの積立水準と燃料購入数量を設定し、補填積立金を納入(国と生産者が1:1で積立)
- ② 省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向けて取組を実施し、燃料価格が一定価格(令和7年度はA重油103.5円/L、LPガス:126.6円/kg、LNG:87.7円/m³)を超えた場合に補填金を交付。
- ③ 燃料価格が一定基準を超えた場合、補填対象数量を当月購入数量の70%から100%へ引き上げ(急騰特例)。基準価格は、A重油133.5円/L、LPガス153.4円/kg、LNG115.0円/m³

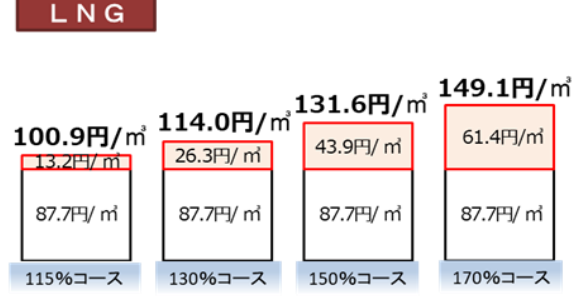
A重油



LPガス



LNG



補填積立金 = 積立単価 × 燃料購入予定数量 × 1/2

(参考) 加入状況

燃油契約数量(kL)※1	
令和6年	令和7年
64,242	60,889

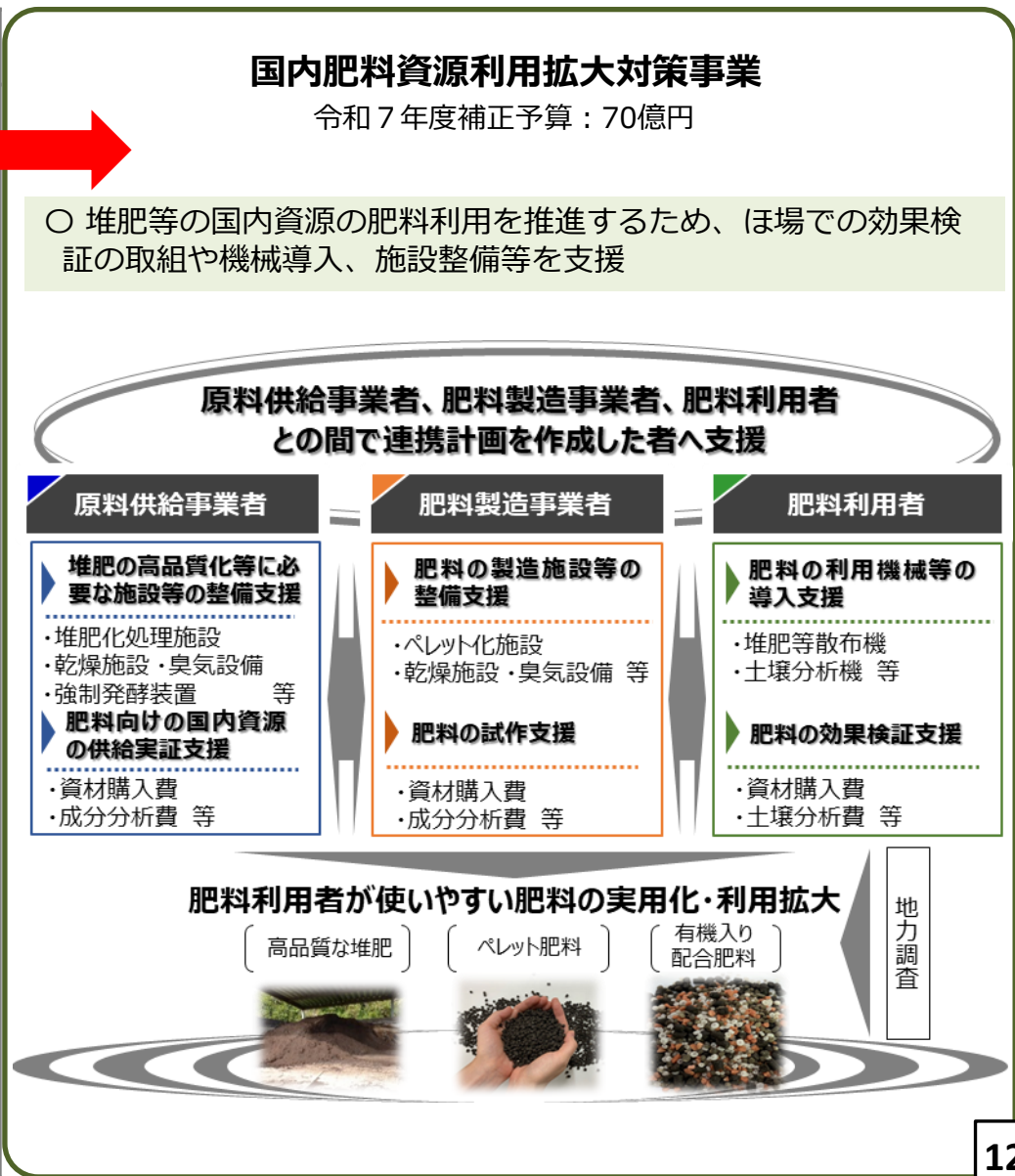
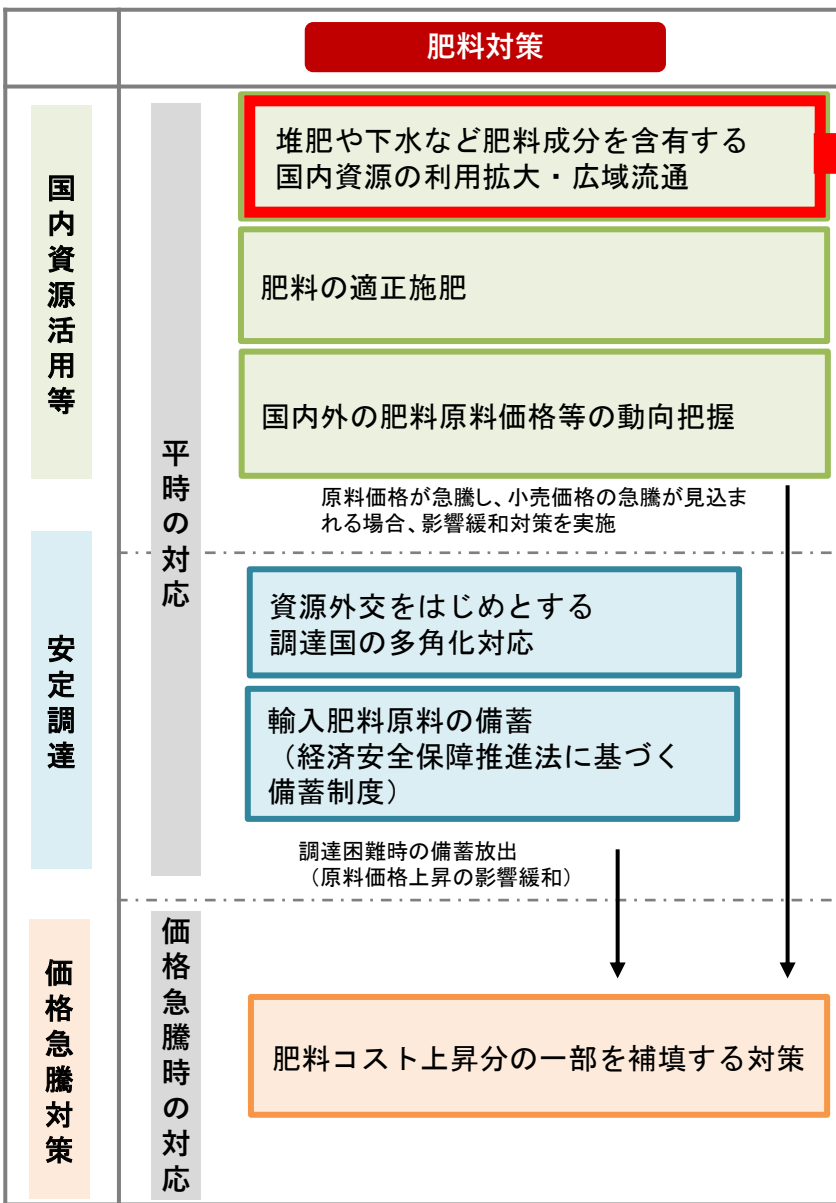
燃油契約数量(%)※2	
令和6年	令和7年
87	82

※1 契約数量のうち、令和6年の数値は購入数量の実績値、令和7年の数値は計画に基づく数値。
 ※2 加入割合は、令和6年産の荒茶生産量に対する割合で計算。(荒茶1kg当たりA重油を1L使用すると仮定して計算)

資料：農林水産省調べ
(令和6年実績値、令和7年計画値)

11. 茶産地の現状③

○ 令和3年の肥料原料の輸入の停滞や輸入価格の上昇を受け、国内資源の活用、原料の安定調達、価格急騰対策の観点から**肥料対策を構築**。



12. 茶産地の現状④

- 全国の茶園の約4割が中山間地に位置している。また、乗用型機械は約7割であるが、傾斜などの要因から導入が遅れている地域もみられる。
- 茶園の約4割が、樹齢30年以上と老園化し、収量、品質の低下が懸念。改植等への支援の実施面積は全体の約2割。

【農業地域別茶栽培面積の動向（令和2年度）】

		R2(ha)	急傾斜の割合
全国	平地	13,703	
	中山間地	10,974	
	中山間地割合(%)	44.5	
静岡	平地	6,306	傾斜度15度以上の茶畑は中山間地のうち5割*であり、乗用機械の導入が困難 *平成6年時点
	中山間地	2,602	
	中山間地割合(%)	29.2	
鹿児島	平地	3,813	中山間地においても傾斜度は小さく、基盤整備が進んでいるため、ほとんどの地域で乗用型機械の利用が可能
	中山間地	3,198	
	中山間地割合(%)	45.6	
京都	平地	151	傾斜度15度以上の茶畑は全体の15%* *令和4年時点
	中山間地	863	
	中山間地割合(%)	85.1	

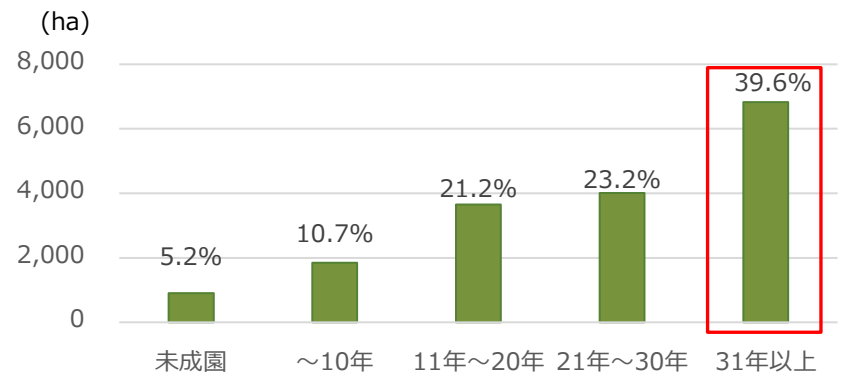
資料：農林業センサス及び農林水産省調べ

【乗用型摘採機の導入状況（令和6年度）】

	台数	導入面積ha	導入割合%
鹿児島県	1,339	7,999	98.1
静岡県	3,734	11,202	87.5
京都府	123	321	21.4
全国計	6,804	24,625	70.2

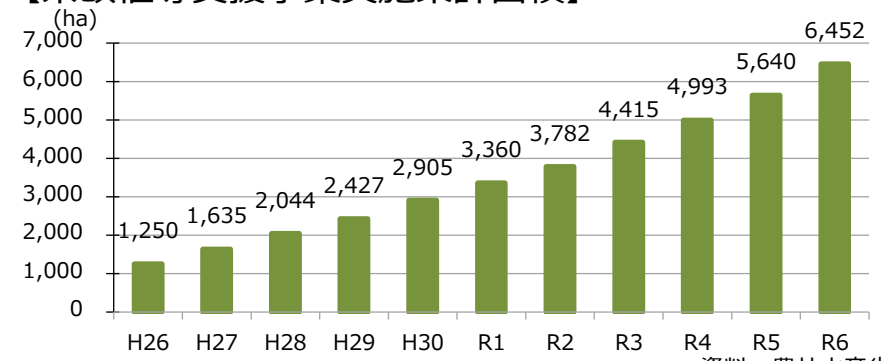
資料：農林水産省調べ

【樹齢別の茶園面積（令和6年度）】



資料：農林水産省調べ

【茶改植等支援事業実施累計面積】



資料：農林水産省調べ

改植では、

- ・ 茶園の若返りによる品質・生産力の向上が期待。
- ・ 優良品種の作付けによって、付加価値向上。
- ・ 品種の組み合わせにより、作期を分散させ、収穫・加工作業の集中化を回避。

13. 生産力強化に向けた取組（スマート農業の展開）

- スマート農業技術を生産現場に導入・実証する**スマート農業実証プロジェクト**において、茶については、静岡県、京都府、長崎県及び鹿児島県の**5地区6課題の実証を実施**。
- **スマート農業技術活用促進法**（令和6年10月施行）に基づき、農業の生産性の向上を図るための「生産方式革新実施計画」及び「開発供給実施計画」の2つの**認定制度を創設**。

スマート農業実証プロジェクト優良事例

鹿児島堀口製茶(有)

〈実証面積〉
116ha（鹿児島県志布志市）

〈課題〉
高齢化と労働力不足が深刻なため、茶業全体のスマート化が必要。

〈実証内容〉
ロボット茶園管理機の導入等により作業時間を40%以上削減、品質と収量の最適化を図る茶生産情報の一元化と経営の見える化を達成。さらにローカル5G技術を活用して、ロボット農機の遠隔監視自動運転により摘採等の作業時間を56%削減、ドローンによる空撮データの伝送・解析時間を4G比で約半分に短縮等の効率化を達成。



ロボット茶園管理機



情報の一元化と見える化

「スマート農業実証プロジェクト」パンフレットにより作成

開発供給実施計画認定

有機栽培茶向けの栽培管理システムと連携した蒸気による防除・除草作業機

〈申請者（代表者）〉
カワサキ機工株式会社

〈計画の実施期間〉
5年間

〈取組概要〉
有機栽培茶向けの栽培管理システムと連携した蒸気による防除・除草作業を可能とする乗用複合管理機の開発及び供給



蒸気を畝間に吹き付け 畝間の雑草が枯死

〈本技術による生産性向上の効果〉
「果樹・茶作」の「除草及び防除」のうち、「急傾斜地等の不整形な園内における自律走行除草機等の除草作業の省力化に資する技術」により労働時間80%削減に資する技術

14. 自然災害等のリスクへの備え

- 茶生産においては、凍霜害、寒害、降灰等の自然災害のほか、販売価格の下落等のリスクが存在。
- こうしたリスクに備えるため、**農業保険（収入保険、茶共済）の普及促進**の取組を実施。

【収入保険（茶）の加入状況】 (経営体)

R2	R3	R4	R5	R6
642	1,483	1,742	1,845	1,847

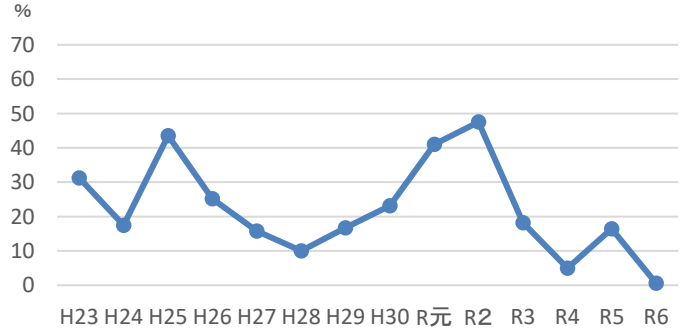
資料：農林水産省経営局保険課調べ

【農業保険（茶）の加入率の推移】 (%)

	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
加入率	2.7	6.0	15.7	38.0	42.8	47.5	48.5

資料：農林水産省経営局調べ (加入率：加入面積/栽培面積)
 ※H30年産までは、茶共済の加入率である。

【茶共済における戸数被害率の推移※】



資料：農林水産省経営局保険監理官調べ (戸数被害率：共済金支払戸数/加入戸数)
 ※茶共済の実施県は、埼玉県、神奈川県、静岡県、京都府、愛媛県、高知県及び宮崎県の7府県 (R6実績)

【収入保険加入者の声】

「収入保険を活用し、経営を継続」
 【静岡県静岡市 清照由苑 代表 鈴木 照美さん】



両河内茶を守ろうとがんばっていた主人の思いを引き継ぎ、茶農家を継ぎました。
 収入保険には2022年から加入しましたが、記録的な大雨をもたらした2022年9月の台風15号で、茶畑の一部が崩れたり、わさび田が埋まったりと、大きな被害を受けました。
 災害復旧作業により直販ができず、収入が大きく落ち込みましたが、収入保険のつなぎ融資を活用し、経営を継続することができました。もしもに備え収入保険に加入していて、本当によかったです。
 (農業共済新聞2023年3月15日より要約)

「収入保険は、自分でどうにもできないときの備え」
 【京都府和束町 西山 生光さん】

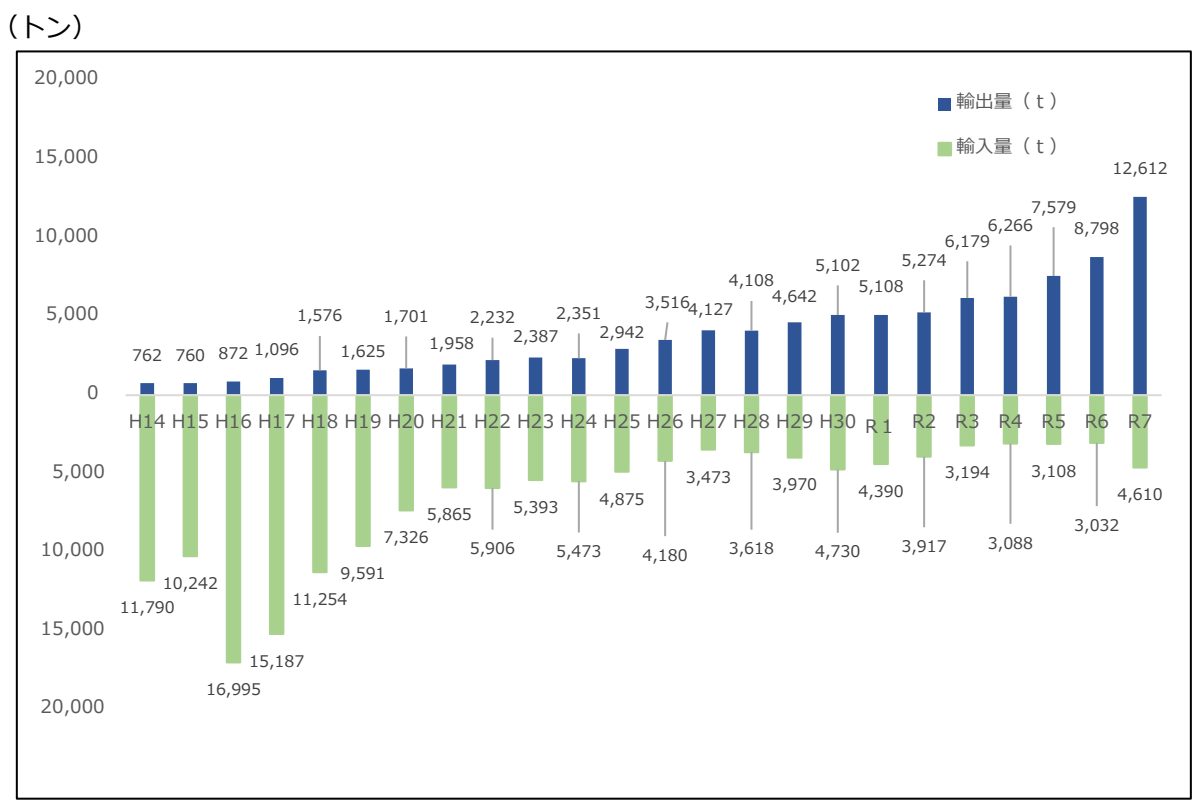


2019年4月上旬に、収穫直前の一番茶に大きな霜の被害を受けたことから収入保険への加入を決めました。
 2020年は新型コロナウイルス感染症の影響で茶の価格が大きく下がり、収入も例年の半分まで減少しましたが、保険金を受け取ることができたので助かりました。ここまで経営に影響があると思っていなかったので加入していてよかったです。
 今年の収入がだめでも、来年に向けての準備を整えることができる収入保険は、万が一に備えられて安心です。
 (NOSAI京都広報紙「京彩」2025年新年号より要約)

15. お茶の輸出入の動向

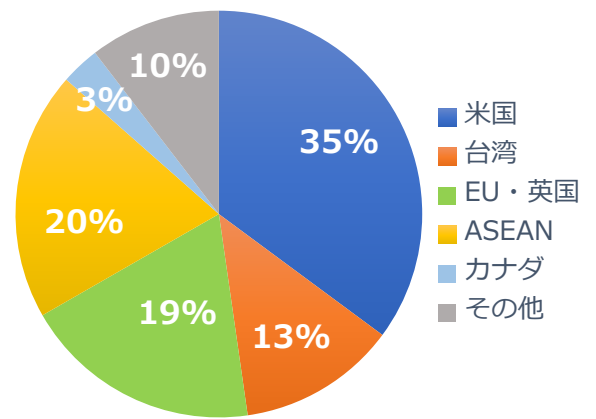
- 米国等における日本食ブームの影響、健康志向の高まりにより、**輸出量はこの10年間で約3倍に増加**。輸出先国としては、米国が全体輸出量の約3割を占める。
- 輸入量は平成16年に緑茶飲料向けとして急増したが、その後、緑茶飲料用原料の国産割合が高まったことから、**輸入量は減少し、近年は3～4千トンで推移**。

【緑茶の輸出入の推移】

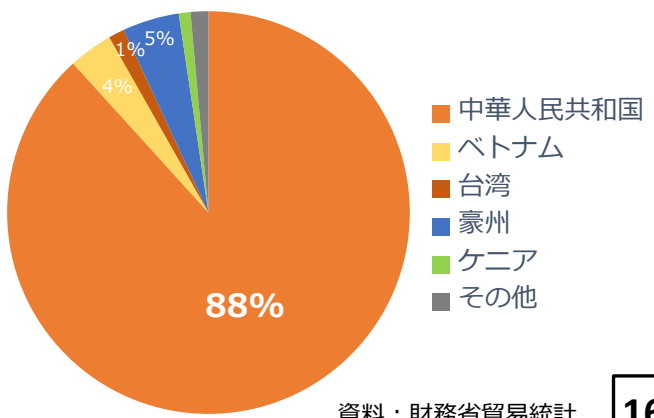


資料：財務省貿易統計

【主な輸出先国(上位5カ国地域・R7)】
(輸出量シェア)



【主な輸入先国(上位5カ国地域・R7)】
(輸入量シェア)

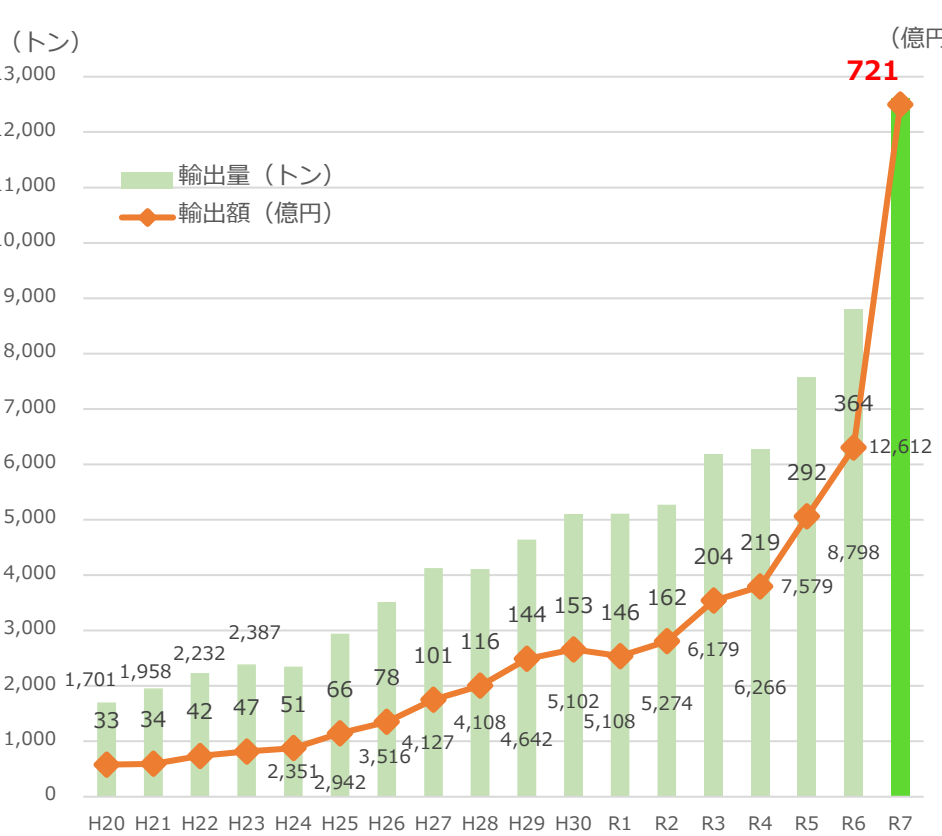


資料：財務省貿易統計

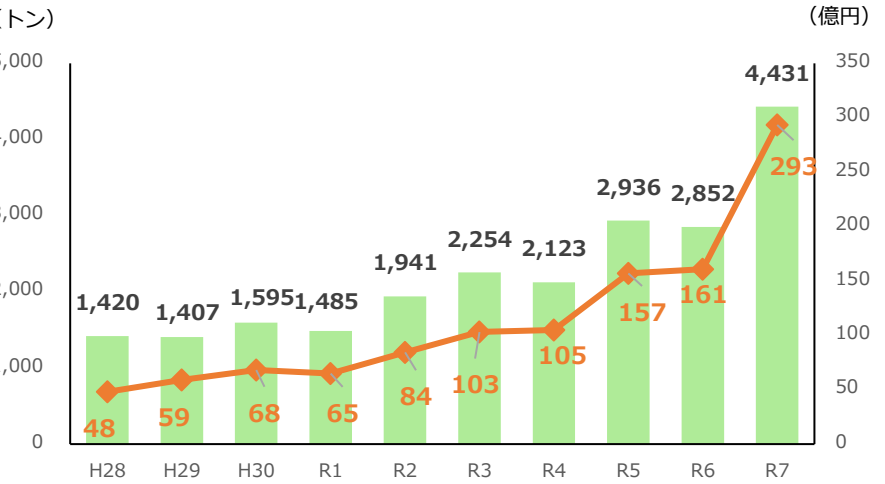
16. お茶の輸出実績

○ 令和7年の緑茶の輸出額は721億円。健康志向や日本食への関心の高まり等を背景に、抹茶を含む粉末茶の需要が拡大し、過去最高額となった。

【緑茶の輸出実績（世界）】



【緑茶の輸出実績（米国向け）】

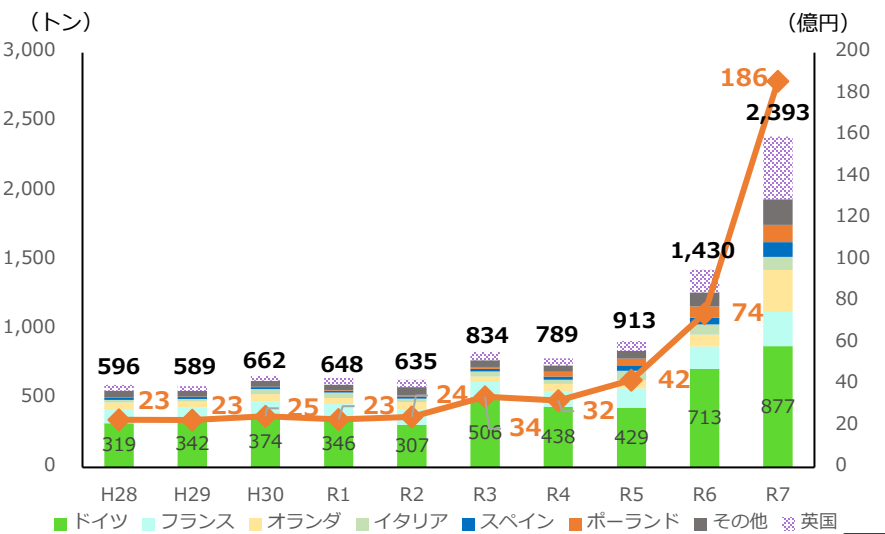


【緑茶の輸出価格の推移】

単位：円/kg

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
3,005	2,867	3,069	3,304	3,494	3,851	4,135	5,716

【緑茶の輸出実績（EU・英国向け）】



17. 形状別のお茶の輸出実績

- 形状別の緑茶の輸出実績を見ると、**米国では抹茶を含む「粉末状の緑茶」が、台湾ではリーフ茶である「その他の緑茶」の輸出量が多く、国により傾向が異なる。**
- **輸出単価は、抹茶を含む「粉末状の緑茶」の方がその他と比較して約2.3倍高い。**

【形状別の緑茶輸出実績（2025年）】

	輸出量 (トン)			輸出額 (百万円)		
	粉末状	その他	合計	粉末状	その他	合計
米国	3,751 (85%)	680 (15%)	4,431	25,421 (87%)	3,918 (13%)	29,339
EU・英国	1,870 (78%)	523 (22%)	2,393	16,388 (88%)	2,229 (12%)	18,617
台湾	189 (12%)	1,401 (88%)	1,589	985 (38%)	1,580 (62%)	2,565
世界計	8,718 (69%)	3,894 (31%)	12,612	60,384 (84%)	11,709 (16%)	72,094

※括弧内は、形状別の割合

【形状別輸出単価（2025年）】

	粉末状	その他
単価(円/kg)	6,927	3,007

※単価 = (世界計の輸出額)/(世界計の輸出量)

(参考) 緑茶のHSコード

0902.10 – 緑茶（発酵していないもので、正味重量が3kg以下の直接包装にしたものに限る。）
0902.10-100 – 粉末状のもの (平成31年1月1日から新設)
 0902.10-900 – その他のもの

※0902.20：その他の緑茶（発酵していないものに限る。）も同様

- 「**粉末状のもの**」は以下のとおり。
 - ・ **抹茶** – 碾茶（覆下栽培した茶葉を碾茶炉等で揉まずに乾燥したもの）を茶臼等で微粉末状に製造したもの
 - ・ **粉末茶** – 茶を粉碎器等により粉末にしたもの

(参考) 煎茶（仕上げ工程でふるい分けされた粉末状の茶をいう。荒茶、切断された葉を含む）はHSコード上では「その他のもの」に含まれる。

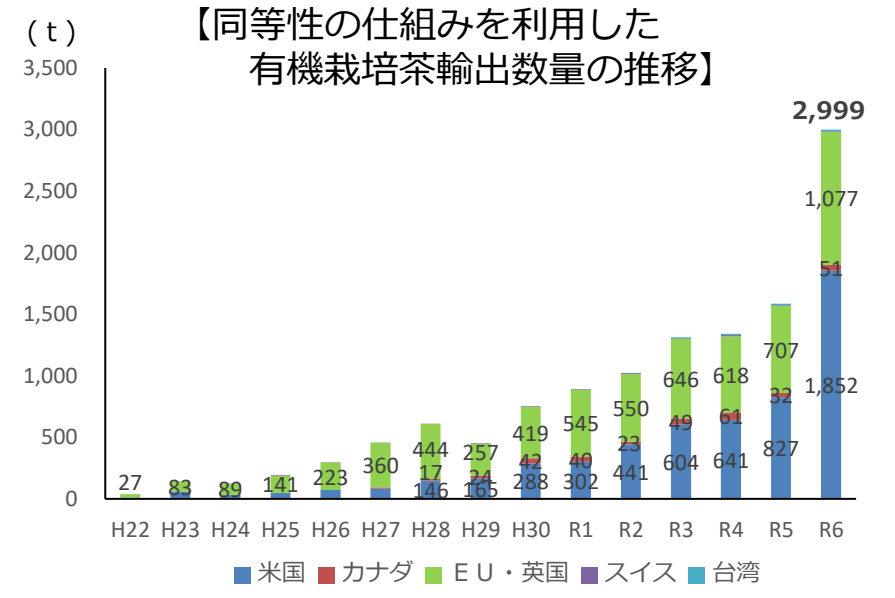
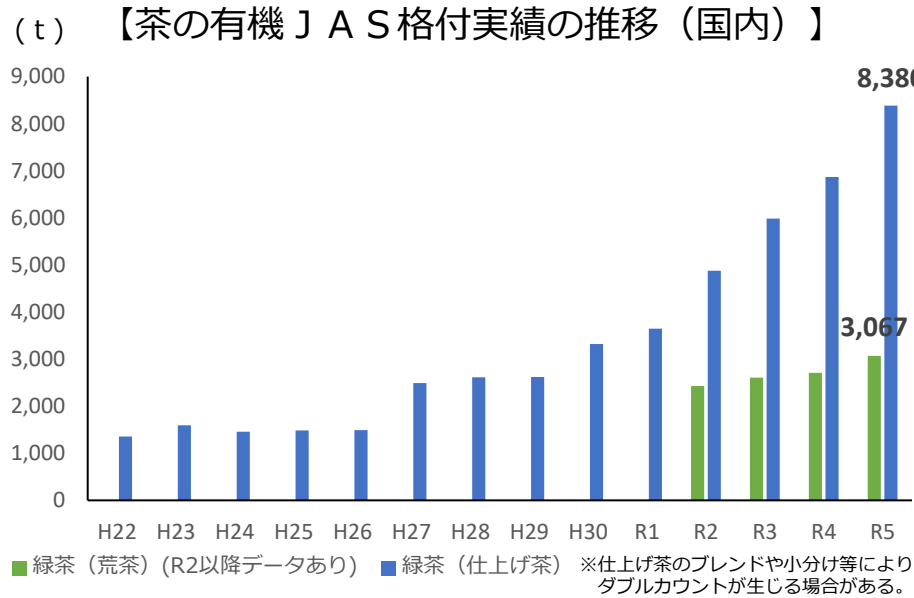
【イメージ】



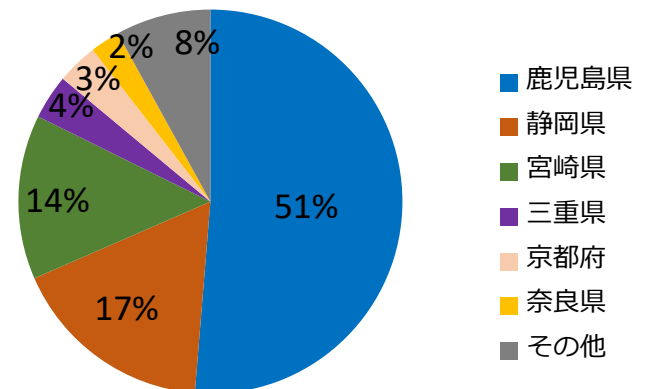
(注) HSコードは財務省貿易統計に関するHPを参照
<https://www.customs.go.jp/toukei/sankou/howto/faq.htm>

18. 有機栽培（有機JAS）茶の輸出について

- 有機栽培茶は海外でのニーズが高く、同時に残留農薬基準をクリアする可能性も高いことから、輸出に適していると評価されている。
- 茶の有機JAS格付実績は増加傾向。
- 有機認証制度の同等性等の仕組みを活用した有機茶輸出数量は増加傾向。特にEU・英国向けでは茶の輸出量に対し大きな割合を占めている。



【県別有機JASほ場の面積(茶畑)の割合(令和6年)】



【茶の輸出量に占める有機茶の割合(令和6年)】

	輸出量 (t) (A)	有機栽培* (t) (B)	割合 (%) (B/A)
米国	2,852	1,852	64.9
EU・英国	1,430	1,077	75.3

※有機認証制度の同等性等の仕組みを利用して輸出したもの。

19. 輸出拡大に向けた環境整備の取組

- 輸出相手国・地域において、我が国で使用されている**主要な農薬の残留農薬基準を設定**するため、必要なデータの収集や相手国・地域への申請（インポートトレランス申請）を推進。
- **相手国・地域の残留農薬基準をクリアする防除体系を確立**するため、各地での現地実証を通じた防除体系の確立等を推進。
- EU市場向けにニーズが高く、同時に残留農薬基準のクリアも可能な**有機栽培茶の生産**も重要。

【各国における残留農薬基準値に関する情報提供】

- 我が国における茶の残留農薬基準値が輸出相手国と異なる場合があることから、我が国の基準値を満たしていても輸出相手国の基準値を満たせずに輸出できない場合がある。
- 我が国において、茶に対して残留農薬基準値が設定されている農薬成分を対象に、米国やEU、台湾をはじめとした諸外国の茶等の残留農薬基準値を調査し、輸出の参考となる情報提供を実施。

【インポートトレランス申請支援の状況】

	申請済み件数		(参考) 令和7年度に 申請に向けた支援（データ の取得等）を実施する （予定）件数
	(令和6年度 未まで)	うち 設定・承認 件数	
米国	14	12	2
EU・Codex	8	4	3

【輸出相手国に対応した生産体制の確立】

- ・ 米国、EU、台湾向け輸出に対応可能な農薬の種類や散布時期等を取りまとめ、主要産地での現地実証を経て防除体系モデルを策定・普及。
- ・ 「輸出先国の規制に係る地域への課題解決支援事業」により、防除体系の導入等に向けた技術的指導等を実施。

20. 輸出拡大実行戦略・輸出産地（茶）

- 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」における**茶の輸出額目標**（令和7年:312億円）について、**1年前倒しで達成**（令和6年:364億円）。
- **新たな食料・農業・農村基本計画**において、**令和12年に810億円**とする輸出額目標を設定。
- 海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組み、輸出取組の手本となる産地を「**フラッグシップ輸出産地**」として、茶関係では12産地を認定。

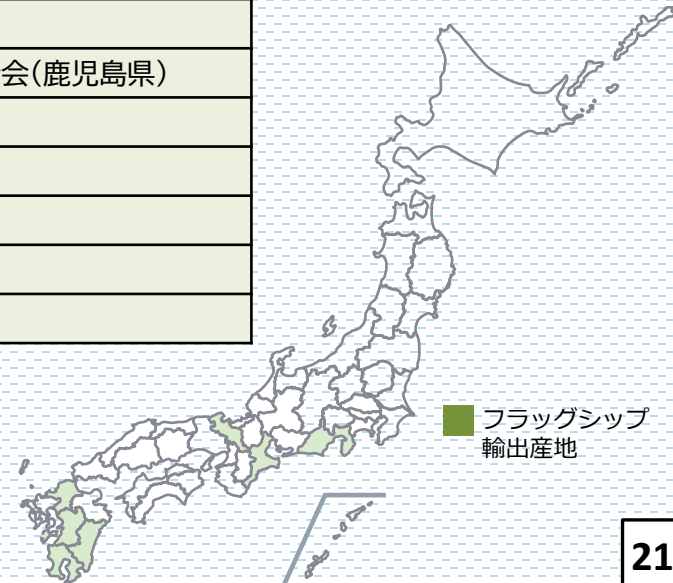
【国別輸出額目標】

国名	令和6年実績※1	令和12年目標※1
全体	364億円	810億円
米 国	161億円	335億円
E U	65億円	164億円
ASEAN	51億円	110億円
台 湾	23億円	46億円
カナダ	14億円	31億円
その他 (香港、英国等)	51億円	125億円

※1 四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しないことがある

【フラッグシップ輸出産地:12産地】

輸 出 事 業 者 名
オーガニックティーミヤザキ(宮崎県)
株式会社大石茶園(福岡県、静岡県、三重県、京都府、熊本県、宮崎県、鹿児島県)
株式会社流通サービス(静岡県)
京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会 宇治茶部会(京都府)
静岡オーガニック抹茶株式会社(静岡県)
丸山製茶株式会社(静岡県)
鹿児島県経済農業協同組合連合会(鹿児島県)
株式会社まるゑい(三重県)
池田製茶株式会社(鹿児島県)
株式会社あいや(愛知県)
丸原水沢製茶株式会社(三重県)
有限会社萩村製茶(三重県)



【参考】フラッグシップ輸出産地（茶）
 茶のフラッグシップ輸出産地は、輸出実績の規模が1億円以上とする要件を設定している。また、令和12年輸出産地目標として20産地を掲げている。

【参考資料編】

- 1 お茶の振興に関する法律
- 2 茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針(令和7年4月)
- 3 茶関係予算
 - (1) 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(茶支援関連)
 - (2) 共同利用施設の整備支援
 - (3) 産地生産基盤パワーアップ事業
 - (4) 産地生産基盤パワーアップ事業のうち
園芸作物等の先導的取組支援
 - (5) スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち
スマ転事業(スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業)
 - (6) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業

1 お茶の振興に関する法律について

- 「お茶の振興に関する法律」が、平成23年4月に施行

1 法律の目的

この法律は、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、生産者の経営安定、消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びに輸出の促進、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じ、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的とする。

2 法律の概要

(1) 基本方針の策定 (第2条)

農林水産大臣は、次に掲げる事項について基本方針を策定する。

- ① 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向
- ② お茶の需要の長期見通しに即した生産量の目標設定
- ③ 茶業の振興のための施策
- ④ お茶の文化の振興のための施策
- ⑤ その他茶業及びお茶の文化の振興のために必要な事項

(2) 振興計画の策定 (第3条)

都道府県は、基本方針に即し、振興計画を定めるよう努める。

(3) 国及び地方公共団体による支援施策 (第4条～第10条)

国及び地方公共団体は、次に掲げる事項について支援施策を実施するよう努める。

- ① 生産者の経営安定（茶園の基盤整備、茶樹の改植支援、災害予防促進等）
- ② 加工・流通の高度化（農業、製造業、小売業等の一体的な取組による新たな付加価値を生み出す取組等に対する支援）
- ③ 品質の向上の促進
- ④ 消費拡大
- ⑤ 輸出促進
- ⑥ お茶の文化の振興
- ⑦ 茶業及びお茶の文化の振興に寄与した者の顕彰

(4) 国の援助 (第11条)

国は、地方公共団体に対し、必要な情報提供、助言、財政上の措置等を講じるよう努める。

2 茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針（令和7年4月）

新たな茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針のポイント

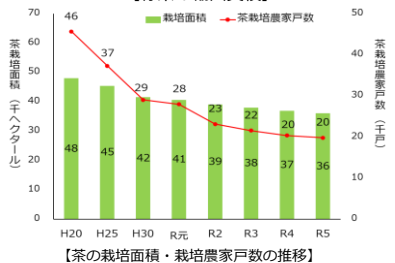
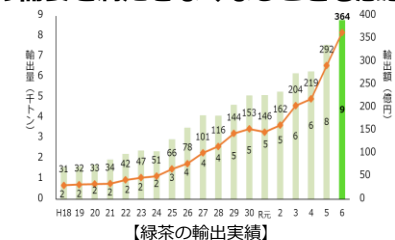
<現状>

第1-1 茶業及びお茶の文化の振興の意義

- お茶は、高い精神性とおもてなしの心を育む日本を代表する文化
- 各地域で特色ある茶生産が行われており、特に中山間地域における重要な基幹作物
- 生産から加工・流通・販売まで裾野が広く、地域経済において重要な産業

第1-2 お茶をめぐる課題

- 生活様式の変化等により急須を用いてリーフ茶を飲用する機会が減少するなどにより国内消費量が減少
- 輸出は過去最高を更新しており、拡大する海外需要への対応が重要
- 生産者の後継者不足や繁忙期の労働力不足等により栽培面積・生産量が減少
- 今後も茶の生産が減少すれば、国内外の需要を満たせなくなることも懸念



<施策の方向>

第1-3 今後の茶業及びお茶の文化の振興に関する基本的な方向

てん茶や有機栽培など需要の変化に対応した生産、生産者の減少に対応した生産性の一層の向上、海外需要開拓等による輸出の更なる拡大、多様な消費者層に向けた魅力・情報発信等による消費の拡大、文化に関する理解増進等の取組を推進する。

第2 お茶の需要の長期見通し及び生産数量目標

国内需要の長期見通し (①)	: 7.1万トン (R5)	→	6.3万トン (R12)
輸出数量目標 (②)	: 0.8万トン (R5)	→	1.5万トン (R12)
総需要量の長期見通し (③=①+②)	: 7.8万トン (R5)	→	7.8万トン (R12)
輸入量の長期見通し (④)	: 0.3万トン (R5)	→	0.3万トン (R12)
生産数量目標 (⑤=③-④)	: 7.5万トン (R5)	→	7.5万トン (R12)
輸出額目標	: 364億円 (R6)	→	810億円 (R12)

第3 茶業の振興のための施策

1 輸出の拡大など需要の変化に対応した生産性の高い茶生産の推進

- ・ 需要の変化に対応した茶生産の推進
- ・ 生産性の一層の向上等による生産基盤の強化
- ・ 需要の変化への対応や生産性向上に資する技術の研究開発・導入の推進
- ・ 自然災害や気候変動等のリスクへの備えの推進



【ロボット摘採機】



【有機栽培向け管理機】

2 加工・流通の高度化の推進

- ・ 加工施設の整備の推進
- ・ 実需者との結びつきに基づく安定取引の推進
- ・ 消費者の信頼確保等のための加工・流通の更なる高度化



【てん茶・抹茶加工施設】

3 輸出の更なる促進

- ・ 海外市場の開拓の推進
- ・ 海外需要に対応した茶生産への転換の推進
- ・ 輸出先国・地域が求める輸入条件への対応
- ・ 輸出産地の形成



【プロモーションによる市場開拓】



【船便による輸出】

4 消費の拡大

- ・ 多様な消費者層に向けたお茶の魅力・情報発信
- ・ お茶を活用した食育の推進



【簡便化志向への対応】



【淹れ方教室や茶摘み体験】

第4 お茶の文化の振興のための施策

- お茶に関する文化財の保存・活用
- お茶の文化に関する理解の増進



【茶道体験】



【国の登録無形文化財「手揉み製茶」】

お茶で世界を魅了し、次世代へ茶業・茶文化を継承

3 茶関係予算

(1) 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（茶支援関連）

令和8年度予算概算決定額 1,150百万円（前年度1,150百万円）の内数

<対策のポイント>

産地の戦略に基づく茶園の改植や新植、有機栽培や輸出向け栽培への転換、簡易な園地整備、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入、需要創出に向けた消費者・実需者ニーズの把握や商品開発、茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成等を支援します。

<事業目標>

- 茶の生産量の維持（7.5万t [令和5年] →7.5万t [令和12年まで]）
- 茶の輸出額の増加（364億円 [令和6年] →810億円 [令和12年まで]）

<事業の内容>

1. 全国的な支援体制の整備

茶の生産性向上や高付加価値化等を図るため、全国組織等による消費者を起点としたサプライチェーン構築実証や日本茶の魅力発信等による需要拡大のための取組等を支援します。

2. 地域における取組の支援

茶園の改植や新植、有機栽培や輸出向け栽培等への転換、簡易な園地整備、実証ほの設置等を通じた生産体制の確立、省力化・低コスト化のための農業機械等の改良・リース導入、消費者・実需者ニーズの把握、実需者等と連携した商品開発、消費者等の理解促進等の取組を支援します。

また、茶生産の担い手・茶工場・茶関連産業等の実需者が一体となり、生産性向上、労働力確保、茶工場の省エネ化等の課題に対応する新たな大規模茶産地モデルを形成する取組を支援します（優先枠を設定）。

※ そのほか、中山間地農業ルネッサンス事業優先枠等を設定

<事業の流れ>



(関連対策)

- 1 施設園芸等燃料価格高騰対策（茶セーフティネット構築事業）
- 2 輸出先国の主要輸出障壁の実態調査、データ収集等事業
（輸出相手国における茶の残留農薬基準の設定）

<事業イメージ>

・地域の戦略に基づく茶園の改植等・需要創出に向けた取組の支援



茶の改植や有機栽培・てん茶生産への転換等

簡易な園地整備

茶の健康機能性の調査・PR

- ①改植、移動改植：15.2万円/10a、②新植：12万円/10a
- ③改植・新植に伴う未収益支援：14.1万円/10a（他品種への改植は18.1万円/10a）
- ④棚栽培転換（未収益支援）：4万円/10a、⑤棚栽培転換に必要な資材費：10万円/10a
- ⑥台切り（未収益支援）：7万円/10a、⑦有機栽培への転換に伴う資材費：10万円/10a
- ⑧てん茶生産向け直接被覆栽培への転換に必要な資材費：10万円/10a
- ⑨茶園整理：5万円/10a（酸度矯正等を実施する場合は8万円/10a）
- ⑩輸出向け栽培体系への転換：5万円/10a
- ⑪中山間地域における有機栽培・てん茶への転換に向けた簡易な園地整備：1/2以内
- ⑫農業機械等のリース導入：1/2以内



生産性向上に資する農業機械（乗用型茶園管理機等）



エネルギーコスト削減に資する茶加工機械等

・茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成（優先枠）



【お問い合わせ先】 農産局果樹・茶グループ（03-6744-2194）

(2) 共同利用施設の整備支援

令和8年度予算概算決定額 33,752百万円 (前年度 19,952百万円)
〔令和7年度補正予算額 61,683百万円〕

<対策のポイント>

食料システムを構築するため、生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組、産地の収益力強化及び食品流通の合理化に必要な産地基幹施設や卸売市場施設の整備等を支援します。また、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

<事業目標>

- 業務用野菜の国産切替量 (32万t [令和12年度まで])
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減 (10% [2030年度まで]) 等
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行 [2050年まで]

<事業の内容>

1. 強い農業づくり総合支援交付金 12,013百万円 (前年度 11,952百万円)

①食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料システムを構築するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援します。

②産地基幹施設等支援タイプ

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。

③卸売市場等支援タイプ

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業 21,739百万円 (前年度 8,000百万円)

①共同利用施設の再編集約・合理化

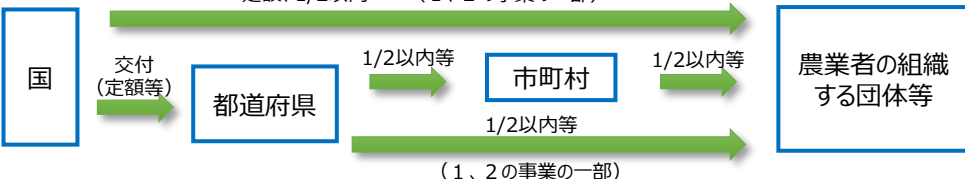
地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。

②再編集約・合理化の更なる加速化

①の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県等が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援します。

<事業の流れ>

定額、1/2以内 (1、2の事業の一部)



<事業イメージ>

1. 強い農業づくり総合支援交付金

①食料システム構築支援タイプ (国直接採択・都道府県交付金)

- ・助成対象：整備事業 (農業用施設) ソフト支援 (農業用機械、実証等)
- ・補助率：定額、1/2以内
- ・上限額：整備事業 20億円/年 ソフト支援 5,000万円/年 × 3年

【拠点事業者】 農業法人、食品企業等
【連携者】 農業者、農業者団体、輸出事業者等

作成

食料システム構築計画 (3年)
新たな食料システムを実践・実装するための生産から流通に至るまでの課題を一体的に解決するための計画を策定。

食料システム構築計画のイメージ

- 【Ⅰ生産安定・効率化機能】
ソフト：新技術の栽培実証
ハード：高度環境制御栽培施設 等
- 【Ⅱ供給調整機能】
ソフト：出荷規格の実証
ハード：集出荷貯蔵施設 等
- 【Ⅲ実需者ニーズ対応機能】
ソフト：GAPOの導入
ハード：農産物処理加工施設 等

拠点事業者 + 連携者

「食料システム構築計画」に基づくⅠ～Ⅲの機能の具備・強化を支援

②産地基幹施設等支援タイプ (都道府県交付金)

- ・助成対象：農業用の産地基幹施設
- ・補助率：1/2以内等
- ・上限額：20億円等

産地競争力の強化

③卸売市場等支援タイプ (都道府県交付金)

- ・助成対象：卸売市場施設、共同物流拠点施設
- ・補助率：4/10以内等
- ・上限額：20億円

食品流通の合理化

2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

構造転換の実現

- ・助成対象：老朽化した共同利用施設 (既存施設の撤去費用を含む)
- ・補助率：左記①1/2以内等、左記②1/2以内
- ・上限額：20億円/年 × 3年 ※①の国庫補助額の1/6以内

<再編集約・合理化のイメージ>

- ・複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置
- ・老朽化施設に対し、内部設備の増強による既存施設の合理的活用 等

【お問い合わせ先】

(1の①②、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
(1の③の事業) 新事業食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)

(3) 産地生産基盤パワーアップ事業

令和7年度補正予算額 8,000百万円

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等を支援**します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策

- ① **新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- ② **園芸作物等の先導的取組支援**
園芸作物等について、**需要の変化に対応した優良品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。

2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承コースのマッチング等**を支援します。
- ② **全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

<事業イメージ>

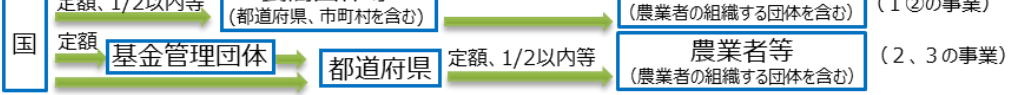
農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得	産地の収益性の向上
新たな生産・供給体制 <ul style="list-style-type: none"> 拠点事業者の貯蔵・加工施設 供給調整・流通効率化に向けた施設・機械 果樹・茶の改植や省力樹形導入 	収益力強化への計画的な取組 <ul style="list-style-type: none"> 農業機械のリース導入・取得 ヒートポンプ等のリース導入・取得 生産資材の導入 特別枠の設定 <ul style="list-style-type: none"> スマート農業推進枠 施設園芸エネルギー転換枠 持続的畑作確立枠 土地利用型作物種子枠 推進枠の設定 <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域の体制整備 施設整備

生産基盤の強化

- 継承ハウス、園地の再整備・改修
- 堆肥等を活用した土づくり

<事業の流れ>



※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

○新基本計画実装・農業構造転換支援事業
老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

[お問い合わせ先]

- (1①、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- (1②の事業) 果樹・茶グループ (03-3502-5957)
- (3①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)
- (3②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

(4) 産地生産基盤パワーアップ事業のうち 園芸作物等の先導的取組支援

令和7年度補正予算額 8,000百万円の内数

<対策のポイント>

園芸作物等について、**需要の変化に対応した優良品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援**します。

<政策目標>

- 果実の生産量の拡大（256万t [令和12年まで]）
- 茶の生産量の維持（7.5万t [令和12年まで]）、茶の輸出額の増加（810億円 [令和12年まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 果樹対策

① 改植・新植、未収益期間の幼木管理支援

省力樹形や優良品目・品種の導入（改植・新植と一体的に行う雨よけ設備等の設置を含む）、未収益期間の幼木管理経費を支援します。また、自園地を省力樹形に一斉改植し、成園までの間は代替園地で営農を継続する取組を支援します。

② 小規模園地整備、設備、高温対策資機材の導入支援

園内道の整備、用水・かん水設備、防霜ファンや多目的防災網等の設置を支援します。また、遮光ネット等の**高温障害の発生低減に向けた資機材の導入**を支援します。

<果樹>

省力樹形の導入



りんごのトールスピンドル

高温対策資機材の導入



細霧冷房装置の設置

遮光ネットの設置

かん水+土壌被覆資材の設置

2. 茶対策

① 改植・新植、未収益期間の幼木管理支援等

優良品種への**改植・新植、有機栽培・てん茶への転換**、未収益期間の幼木管理、防霜ファンの導入、農業機械等のリース導入等を支援します。

② 茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成支援

茶生産の担い手・茶工場・実需者が一体となり、**生産性向上、労働力確保、茶工場の省エネ化**等の課題に対応する**産地モデルを形成**する取組を支援します。

③ 化石燃料のみに依存しない新たな茶加工技術の検討・実証支援

茶工場における燃料使用量の削減に向けた**新たな茶加工技術の検討・実証**の取組を支援します。

<茶>



優良品種への改植

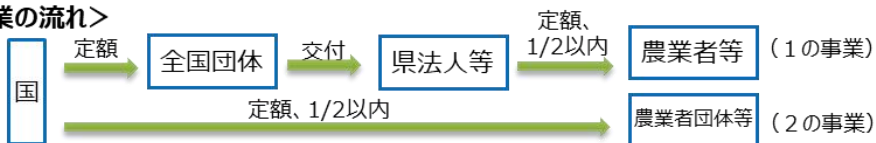


てん茶栽培への転換



新形態の大規模茶産地モデル形成

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農産局果樹・茶グループ (03-3502-5957)

**(5) スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち
スマ転事業** (スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業)

令和8年度予算概算決定額 2,530百万円 (前年度 30百万円)
〔令和7年度補正予算額 15,658百万円の内数〕

<対策のポイント>

農業者の高齢化・減少が進む中において、**労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等**の取組を総合的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術の活用割合を50%以上に向上〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. スマート技術体系転換加速化支援

品目ごとの技術課題※の解決のため、スマート農業技術を活用し、**農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換**により**労働生産性の向上**を一体的かつ**合理的に実施する産地の取組**に対し、機械導入費、資機材費、ほ場整備費、改植・新植費等を支援します。

※品目ごとの技術課題

水稻：直播栽培や自動化農機の導入 等

麦・大豆：土地生産性・品質の向上 等

畑作物：直播栽培やAI選別等と組み合わせた大型自動化農機の導入 等

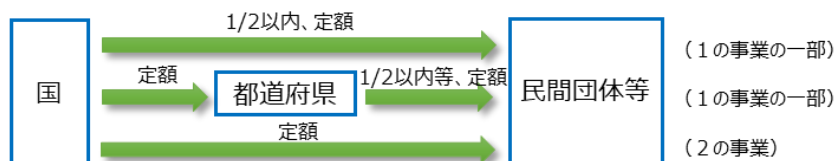
果樹・茶：自動化農機等の導入、機械利用効率を高める省力樹形等の導入 等

野菜：機械化一貫体系の導入、高温障害対策技術の導入 等

2. 全国推進事業

スマート農業技術を活用した栽培体系への抜本的な転換を行う先進的な取組の横展開を図るため、実証展示ほ場の設置やシンポジウムの開催等を支援します。

<事業の流れ>



1. スマート技術体系転換加速化支援

(水稻)



(例)
自動操舵システム
+ 直播栽培による
作期分散

(果樹・茶)



(例)
自動追従システム+
省力樹形・圃地整備
による栽培管理の
効率化

(畑作物)



(例)
AI選別+大型機械
による一斉収穫・選別

(野菜)



(例)
高温障害の影響を
低減する生育予測
システム+
機械による一斉収穫

2. 全国推進事業

シンポジウム等の開催



展示ほの設置



先進的な取組の
横展開

〔お問い合わせ先〕 農産局技術普及課 (03-6744-2107)

(6) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業

令和7年度補正予算額 4,400百万円

<対策のポイント>

経営費に占める燃料費の割合の高い施設園芸及び茶において、燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進めるため、**計画的に省エネルギー化等に取り組む産地**を対象に、農業者と国で基金を設け、**燃料・ガスの価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付するセーフティネット対策**を講じます。

<事業目標>

燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換（施設園芸等の主要な産地におけるA重油等の使用量を15%削減 [令和10年度まで]）

<事業の内容>

燃料価格が高騰している状況を踏まえ、**基金への積み増し**を行い、燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を支援します。

<事業イメージ>

省エネルギー対策計画の策定・実施

セーフティネット対策

燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換

1. 施設園芸セーフティネット構築事業

施設園芸の省エネルギー対策等に計画的に取り組む産地を対象に、農業者と国の拠出により資金を造成し、燃料価格の高騰時に補填金を交付します。

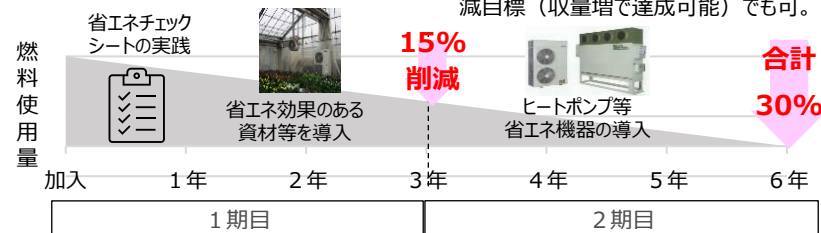
※対象燃料：A重油、灯油、LPガス（プロパンガス）、LNG（都市ガス）

2. 茶セーフティネット構築事業

茶の省エネルギー対策等に計画的に取り組む産地を対象に、農業者と国の拠出により資金を造成し、燃料価格の高騰時に補填金を交付します。

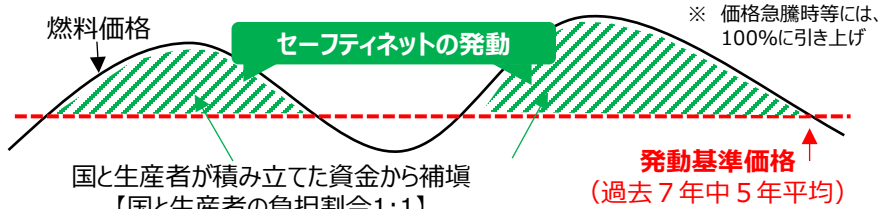
※対象燃料：A重油、LPガス（プロパンガス）、LNG（都市ガス）

【省エネルギー対策計画のイメージ】



【セーフティネット対策のイメージ】

補填金 = 補填単価（発動基準価格との差額）× 当月購入数量の70%※



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 農産局園芸作物課 (03-3593-6496)
(2の事業) 果樹・茶グループ (03-6744-2194)